

【中国】未成年者保護法及び未成年者犯罪予防法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2020年10月17日改正の未成年者保護法は、インターネットからの心身の保護等を、同年12月26日改正の未成年者犯罪予防法は、「専門学校」による矯正制度等を新たに整備した。

1 背景と経緯

2018年に策定された第13期（2018～2022年）全国人民代表大会の立法計画¹では、未成年者保護法の改正及び未成年者犯罪予防法の改正をセットで検討することが明記された。

(1) 未成年者保護法

未成年者保護法は1991年に制定され、2006年に全部改正された²。今回の改正では、近年の中国で関心の高い、父母又は後見人（以下「保護者」）及び未成年者（18歳未満の中国公民）と密接に関わる組織の人員による未成年者に対する放置・虐待、学校内での暴力・いじめ、オンラインゲーム³等のインターネット中毒等の問題を中心に据えて、法案が作成され⁴、2020年10月17日、改正法が採択・公布され、2021年6月1日から施行された⁵。

(2) 未成年者犯罪予防法

刑事責任年齢⁶未満の未成年者に対する制度として、必要に応じて政府が専用施設に収容して再教育する「収容教養」⁷及び非行未成年者の矯正を目的とする「専門学校」⁸等が存在した。これらは施設不足等により、長らく有効に機能していなかったが、2016年以降、中国共産党中央及び国務院により、非行未成年者矯正の中核施設として専門学校を整備強化する方針が示された⁹。未成年者犯罪予防法（1999年制定）の初の全部改正となる改正法は、2020年12月26日に採択・公布され、2021年6月1日から施行された¹⁰。改正法では「収容教養」の名称は削除され、専門学校が担う「専門教育」制度が規定された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年6月9日である。

¹ 「十三届全国人大常委会立法规划」2018.9.8. 中国政府网 <http://www.gov.cn/xinwen/2018-09/08/content_5320252.htm>

² 鎌田文彦「中国における未成年者保護法の改正」『外国の立法』No.232, 2007.6, pp.77-89. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000313_po_023204.pdf?contentNo=1>

³ 宮尾恵美「青少年とオンラインゲーム：中国のオンラインゲーム管理政策」『外国の立法』No.248, 2011.6, pp.93-114. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050654_po_02480006.pdf?contentNo=1>

⁴ 何毅亭「关于《中华人民共和国未成年人保护法（修订草案）》的说明」2020.10.19. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/9453552343b549b2b0dd1ba84914058d.shtml>>

⁵ 「中华人民共和国未成年人保护法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NTI2NWRkNDAXNzUzZml5YzQ1ODEyN2I%3D>>

⁶ 「中华人民共和国刑法」（『中华人民共和国全国人民代表大会常务委员会公报』2021特刊，2021.3, p.6. <<http://www.npc.gov.cn/wxzlzhgb/gb2021/202104/3a338df89b0a415481a9bf0571588f88/files/3d9248e01141484ead7d01b58958e0ac.pdf>>）第17条第1項では、満16歳と規定する。2020年12月の刑法改正により、殺人等の重罪で、最高人民検察院が認めた場合の年齢下限が、満14歳から満12歳へと引き下げられた（同条第3項）。

⁷ 1979年制定の刑法では、16歳未満のため刑事責任を負わない未成年者に対し、必要な時に政府が行うと規定され、1999年制定の未成年者犯罪予防法にも同様の規定があった。「収容教養退出历史舞台」2021.1.5. 法制网 <http://www.legaldaily.com.cn/index/content/2021-01/05/content_8399124.htm>

⁸ 一般には「工讀学校」と呼ばれる。2006年改正の未成年者保護法で、法律上の名称は「専門学校」に変更された。王传敏、李子熙「我国专门教育制度的由来及未来制度建构」『中国司法』2020年9期，2020.9, pp.105-111.

⁹ 「収容教養退出历史舞台」前掲注(7)

¹⁰ 「中华人民共和国预防未成年人犯罪法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NTI2NWRkNDAXNzZhODhjMjE4ZjI4NTM%3D>>

2 改正未成年者保護法の概要

(1) 章構成

全8章129か条と附則3か条から成る。第1章：総則（第1条～第14条）、第2章：家庭での保護（第15条～第24条）、第3章：学校での保護（第25条～第41条）、第4章：社会での保護（第42条～第63条）、第5章：インターネットでの保護（第64条～第80条）、第6章：政府による保護（第81条～第99条）、第7章：司法による保護（第100条～第116条）、第8章：法的責任（第117条～第129条）、第9章：附則（第130条～第132条）。

(2) 総則

未成年者の人格の尊厳を尊重し、そのプライバシー及び個人情報保護の原則（第4条）のほか、県級以上の人民政府に対し、未成年者保護業務の調整機構の構築を義務付け（第9条）、国は未成年者統計調査制度を構築整備する（第13条）等の条文を追加した。

(3) 家庭での保護

保護者の責務（第16条）及び禁止行為（第17条）を詳細化したほか、8歳未満又は心身上の理由により特別な配慮の必要がある未成年者を、世話する者がない状態に置くことを禁じ（第21条）、保護者が出稼ぎ等で後見の職責を完全に果たせない場合、完全な民事行為能力のある者に世話を委託し（第22条）、父母が離婚したときは、未成年の子の養育・教育等の事項を妥当に処理し、意思表示能力のある子の意見を聞かなければならない（第24条）とする。

(4) 学校での保護

学校に対し、道徳による人格形成、生徒の認知・協力・革新・実践能力の育成¹¹に注力し、生徒保護の業務制度（第25条）、いじめ防止抑制制度（第39条）等の構築を義務付け、学校及び幼稚園に対し、安全管理制度（第35条）及びスクールバスの安全管理制度（第36条）のほか、未成年者への性的侵害等の予防制度を構築し、年齢に合った性教育を実施し、未成年者の自己保護意識及び能力を向上させる（第40条）等を義務付けた。

(5) 社会での保護

学校や幼稚園の周辺に、たばこ、酒、宝くじ等の販売所を設置することを禁じ（第59条）、未成年者と密接に関わる組織¹²には、所属人員に性的侵害や虐待等の犯罪歴がないかを雇用時及び毎年定期的に調査すること（第62条）等を義務付けた。

(6) インターネットでの保護

未成年者のネット中毒防止のための定期的な宣伝教育を政府各部門に義務付ける一方、いかなる組織又は個人にも、未成年者の心身の健康を害する方法で、ネット中毒を規制することを禁止する（第68条）。

学校等で未成年者が使用するネット設備には、未成年者用のネット保護ソフト等の技術的措置が施されなければならない、スマートフォン製造者及び販売者は、製品に保護ソフトをインストールし、又はその方法を明示しなければならない（第69条）。学校ではネットを合理的に使用して授業を行わなければならない、生徒は、学校の許可無く教室にスマートフォン等を持ち込んでおらず、持ち込む場合は学校が統一的に管理しなければならない（第70条）。未成年

¹¹ 2012年改正の未成年者保護法（国家法律法規数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY3NDY0MzA2ODE%3D>>）第17条にあった独立思考能力が消え、認知・協力能力が追加された。

¹² この法律の第130条において、教育機関（学校・幼稚園等）、校外研修、救助保護、児童福祉、保育、早期教育、託児、家政、未成年者診療等の施設及び未成年者の教育、研修、救助、医療等に関わる企業等組織と定義される。

者の保護者は、ネット素養を高め、自身のネット使用行為を律し、スマートフォン等に保護ソフトを入れる等の措置を行い、未成年者のネット中毒を予防しなければならない（第 71 条）。

国は、未成年者のためのオンラインゲーム電子的身分認証の統一的なシステムを構築する。サービス提供者は、未成年者に対し、実名登録を求め、不適切なゲームに触れさせてはならず、毎日 22 時から翌朝 8 時までの間はサービス提供してはならない¹³（第 75 条）。いかなる組織又は個人も、ネット上での文字、画像、音声等により未成年者を侮辱、威嚇し、悪意をもってイメージを傷つける等のネットいじめを行ってはならない（第 77 条）。

(7) 政府による保護

民政部門が未成年者の臨時後見を行う要件（第 92 条）、長期型後見を行う要件（第 94 条）を詳細化した。そのほか、全国統一の未成年者保護ホットラインの開設を県級以上の人民政府に義務付け（第 97 条）、国は、性的侵害、虐待、誘拐、暴力等の違法犯罪者情報検索システムを構築し、未成年者に密接に関わる組織に無償提供する（第 98 条）とした。

(8) 司法による保護

公安機関、検察、裁判所等は、専門の機関又は人員を指定して、未成年者関係事件の処理に責任を負わなければならない、その担当者は専門的訓練を受け、未成年者の心身上の特徴を知悉していなければならない、専門の機関又は人員には、女性が含まれなければならない（第 101 条）。セクシャルハラスメントや暴力を受けた未成年被害者等に対し、公安機関等は、心理、経済、法律面での支援等を行い（第 111 条）、聴取は、録画等によりなるべく一回で終え、対象者又は証人が未成年女性の場合は、女性の人員が聴取しなければならない（第 112 条）。

3 改正未成年者犯罪予防法の概要

(1) 章構成

全 6 章 67 か条と附則 1 か条から成る。第 1 章：総則（第 1 条～第 14 条）、第 2 章：犯罪予防教育（第 15 条～第 27 条）、第 3 章：不良行為への介入（第 28 条～第 37 条）、第 4 章：重大不良行為の矯正（第 38 条～第 49 条）、第 5 章：再犯予防（第 50 条～第 60 条）、第 6 章：法的責任（第 61 条～第 67 条）、第 7 章：附則（第 68 条）。

(2) 総則

予防を主として早期に介入し、不良行為・重大不良行為（表参照）に対し、レベル別に予防、介入、矯正を行い（第 2 条）、未成年者の人格の尊厳を尊重し、その名誉、プライバシー、個人情報等の合法的権利利益を保護する（第 3 条）等を新たに明記した。国は専門学校の建設を強化し、専門教育（国民教育体系の一部で、重大不良行為のあった未成年者に教育や矯正を行う重要保護処分措置）を行い（第 6 条）、公安、検察、司法機関等は、専門の機関又は人員により、未成年者犯罪予防業務の責任を負わなければならない（第 7 条）等の規定を追加した。

(3) 犯罪予防教育

未成年者の保護者は、監督保護の責務を履行し、心理や行動面に異常がある未成年者に対し教育・訓戒する義務があり（第 16 条）、学校は、司法や法律関係機関等から法治教育を担う副校長や補導員等を招へいでき（第 18 条）、メンタルヘルス教育の教員を配置し、精神障害の疑いのある未成年者には、保護者に連絡して専門機関で治療させなければならない（第 19 条）。

¹³ 「国家新闻出版署关于防止未成年人沉迷网络游戏的通知」（2019.11.19. 国家新闻出版署 <<http://www.nppa.gov.cn/nppa/contents/312/74539.shtml>>）に同様の規定がある。

教育行政部門等は、生徒のいじめ防止制度を構築し、学校は、いじめの発見及び処置の手順を改善しなければならない（第 20 条）。

(4) 不良行為への介入

不良行為（第 28 条）のあった未成年の生徒に対し、学校は管理・教育を強化しなければならない（第 31 条）、その対象には、生徒による金品強要等のいじめ行為のうち軽微なものも含まれる（第 33 条）。

(5) 重大不良行為の矯正

重大不良行為（第 38 条）のあった未成年者に対し、公安機関は矯正教育措置（第 41 条）を採る。自力での管理・教育が難しい保護者や学校の申請に基づき、専門教育指導委員会の同意の上、教育行政部門は専門学校での専門教育の実施を決定できる（第 43 条）が、社会に重大な危害を及ぼす行為等の場合には、保護者や学校の同意を要せず、教育行政部門と公安機関が共同決定できる（第 44 条）。刑法に触れる重大不良行為のあった未成年者に対しては、専門教育指導委員会の同意の上、教育行政部門が公安機関と共同で、専門矯正教育の実施を決定できる。省級人民政府は、1 か所以上の専門学校に専用の場所を設け、閉鎖式管理¹⁴による専門矯正教育を行わなければならない（第 45 条）。専門学校では専門教育の対象者に対し、クラス別や類型別に矯正・教育を行い、道徳、法治、メンタルヘルス教育のほか、職業教育を行い、義務教育未修の未成年者には義務教育を受けさせなければならない（第 47 条）。

(6) 再犯の防止

未成年者の刑事案件を処理する場合、公安機関、検察、裁判所は、未成年者の生理的・心理的特性等に基づき法治教育を行わなければならない（第 50 条）、未成年の容疑者又は被告の生育歴や犯罪理由等の状況を調査し、本人等の同意の上で心理鑑定を行うことができる（第 51 条）。未成年受刑者の管理教育施設や地域コミュニティ（社区）の矯正機構は、対象者に対する法治教育を強化し、状況に応じ職業教育を行わなければならない（第 54 条）。公安機関等は、例外を定めるものを除き、非公開指定された未成年者の犯罪記録を提供してはならない（第 59 条）。

表 未成年者犯罪予防法に定める不良行為・重大不良行為の定義及び対応措置

区分	定義・対象行為	対応措置	
不良行為	未成年者の健全な成長を妨げる行為（飲酒喫煙、家出、インターネット中毒等）（第 28 条）	管理教育措置	未成年者の行動が改善されない等の場合に学校が行う訓戒、各種要請（規則遵守、特別教育・校内奉仕活動への参加等）（第 31 条）
重大不良行為	刑法の規定に触れるが、刑事責任年齢に満たないため刑事処罰を受けない行為のほか、騒乱、銃器等所持、傷害、脅迫、器物窃盗・損壊、売買春、違法薬物吸引、多額の賭博等の社会に重大な害を及ぼす行為（第 38 条）	矯正教育措置	公安機関による訓戒、各種命令（謝罪賠償、誓約書提出、カウンセリング受診、社会奉仕等）（第 41 条）
		専門学校での専門教育	保護者等が教育できない場合に、教育行政部門に申請（第 43 条）。社会に重大な害のある行為の場合は、教育行政部門と公安機関の判断で決定（第 44 条）
		専門矯正教育	刑法に触れる行為の場合に、教育行政部門と公安機関の判断で決定（第 45 条）

（出典）未成年者犯罪予防法の規定を基に筆者作成。

¹⁴ 中国語原文は「闭环管理」。新型コロナ感染症対応で採った閉鎖隔離措置に倣ったものと説明されている（「全国的未成年者收到了厚礼！」2021.6.2. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/02f2f91047cf493fa18fce14099910cc.shtml>>）。なお、旧来の収容教養では、未成年の矯正対象者と受刑者を一緒に収容することで非行の交差感染が生じたことが指摘されている。「未成年者収容教養制度何去何从」2020.9.1. 法制网 <http://www.legaldaily.com.cn/index/content/2020-09/01/content_8293733.htm>